

## 車限令 軸重違反取り締まり

# 1.3トン「ばらつき」考慮

**高速道路 12月から基準見直し**

国土交通省、全日本トラック協会（坂本克二会長）、日本貨物運送協同組合連合会（吉野雅山会長）、高速道路各社などで組織する「高速道路における特殊車両通行許可制度に関する勉強会」は12日の会合で、「軸重10tを超える車両制限令違反の取り締まりに当たり、計測値が静止状態で最大1t、走行時で最大3tを「ばらつき」（誤差の範囲）」として考慮することで合意した。全国の高速道路7力所での実地検証を踏まえたもの。特車許可基準についても4車線以上に限り車幅の限度を3・3mに統一した。これにより3・3mまでの車両通行距離は7700kmまで延長される。いずれも実施は12月1日から。

（北原秀紀）

### 車幅 3.0メートル→3.3メートル 4車線以上

（計測）で最大約1t、動荷重（自動軸重計計測）では最大で約3t）で、12月1日からは「確認されたばらつきを考慮した上」での取り締まりを行うことで合意した。

軸重違反の取り締まりが高速道路の測定状況や車両の積載状態などにより異なることなどを踏まえ、同勉強会が2019年12月に発足。12日の勉強会で、全国

両が通行できる合計の距離は、現在の2210kmから一気に7700kmまで延長される。3・3mが通行できなかつた中日本と本四高速で通行が可能となる。

また、特車許可制度では、4車線以上の高速道路で現在、東日本高速道路の「関東以外」のみ車幅3・3mで走行状況（定速、低速、減速）などの影響で「一定を行った結果、機械計測差や走行状況（定速、低速、ばらつきが生じ得る」とを確認した。ばらつきは

「静荷重（マットスケール）

要請で設置され、第1回会合では坂本会長が出席し、あいさつ。メンバーには日貨協連の中川才助、御手洗安の両副会長、村田省蔵専務らと、全ト協からは松崎

宏則常務、山内正彦役員待遇審議役が加わっている。

全ト協は各協会の専務にて、日貨協連は各会員宛てに13日、軸重違反に係る車限令違反の運用と特車基準（車幅）の見直しについてそれぞれ文書で通知した。

### 許可基準見直しの概要

		全国路線網を形成する道路	通行可能延長
東日本	関東	4車線以上(片側2車線以上) 暫定2車線(片側1車線)	2210km →7700km
	関東以外	3.0m →3.3m 3.3m	2080km →3160km
中日本		3.0m →3.3m 3.0~3.25m	0km →1850km
		3.0m →3.3m 3.0~3.25m	130km →2580km
西日本		3.0m →3.3m 3.0m	0km →110km
本四高速			



全国の高速道路7力所での実地検証